

○職員等の旅費に関する条例（昭和32年8月1日三重県条例第46号）

職員等の旅費に関する条例

昭和三十二年八月一日  
三重県条例第四十六号

改正 昭和三五年 八月一五日 三重県条例第三〇号 昭和三七年 一月 一日 三重県条例第一号  
昭和三七年 三月三一日 三重県条例第一七号 昭和三八年 七月二〇日 三重県条例第二六号  
昭和三九年 三月三〇日 三重県条例第三〇号 昭和三九年 七月 五日 三重県条例第三〇号  
昭和三九年 五月一〇日 三重県条例第三〇号 昭和三九年 七月 三日 三重県条例第二一号  
昭和三九年 十一月二四日 三重県条例第四五号 昭和三九年 七月 六日 三重県条例第三六号  
昭和三九年 三月二九日 三重県条例第一二号 昭和三九年 三月一三日 三重県条例第六号  
昭和三九年 七月 五日 三重県条例第二一四号 昭和三九年 一月二七日 三重県条例第三四号  
昭和三九年 七月二九日 三重県条例第四〇号 昭和三九年 一月二三日 三重県条例第三七号  
平成 二年 六月三〇日 三重県条例第二九号 平成 七年 三月一五日 三重県条例第一号  
平成 七年 三月一五日 三重県条例第二号 平成 一二年 一月二六日 三重県条例第八四号  
平成 一五年 三月一七日 三重県条例第六号 平成 一七年 一月二一日 三重県条例第六七号  
平成 二一年 三月二五日 三重県条例第一三三号

職員等の旅費に関する条例をここに公布する。

職員等の旅費に関する条例

目次

- 第一章 総則（第一条—第十四条）
- 第二章 旅費（第十五条—第二十九条）
- 第三章 雑則（第三十条—第三十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、他の条例に特別の定ある場合を除くほか、公務のために旅行する職員又は職員以外の者に対し支給する旅費に関し必要な基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに県費の適正な支出を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 職員 職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号。以下「職員給与条例」という。）第二条、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号。以下「公立学校職員給与条例」という。）第二条、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年三重県条例第一号）第一条及び県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年三重県条例第二号）第一条に定める者をいう。
- 二 出張 職員が公務のため一時その在勤公署（常時勤務する在勤公署のない職員については、こ

の住所又は居所)を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。

- 三 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。
  - 四 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又は遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。
  - 五 扶養親族 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。
  - 六 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- 2 この条例において「何々地」という場合には、市町村の存する地域(都については、特別区の存する全地域)をいうものとする。

一部改正〔昭和三五年条例三〇号・三七年一号・四〇年三号・四五年二一号・五一年二二号・六〇年三四号・六三年三七号・平成七年一号・二号・一二年八四号〕

(旅費の支給)

第三条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

- 2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。
    - 一 職員が出張又は赴任のため旅行中に退職、免職(罷免を含む。)、失職又は休職(以下「退職等」という。)となつた場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員
    - 二 職員が出張又は赴任のため旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
    - 三 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から三月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族
  - 3 職員が前項第一号の規定に該当する場合において、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十六条第二号から第五号まで若しくは第二十九条各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となつた場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。
  - 4 職員又は職員以外の者が、県又は他の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対して旅費を支給する。
  - 5 第一項、第二項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の条例に特別の定がある場合その他県費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。
  - 6 第一項、第二項、第四項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。)が、その出発前に次条第三項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。
  - 7 第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。
- 一部改正〔昭和四五年条例二一号・四八年三六号・平成二一年一三号〕

(旅行命令等)

第四条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第三十七条第一項に規定する県費負担職員については、市町の教育委員会)又はその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)の発する旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)によつて行われなければならない。

- 一 前条第一項の規定に該当する旅行 旅行命令
- 二 前条第四項の規定に該当する旅行 旅行依頼

- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。
- 3 旅行命令権者は既に発した旅行命令等を変更（取消を含む。以下同じ。）する必要があると認められた場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第一項若しくは第二項の規定による旅行者の申請に基きこれを変更することができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令書又は旅行依頼書（以下「旅行命令書等」という。）は当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。ただし、旅行命令書等に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。
- 5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけすみやかに旅行命令書等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。
- 6 旅行命令書等の記載事項及び様式は規則で定める。

一部改正〔昭和四四年条例三〇号・四五年二一号・平成一二年八四号・一七年六七号〕

（旅行命令等に従わない旅行）

第五条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第三項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけすみやかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
- 3 旅行者が前二項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかつた場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従つた限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の種類）

第六条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ一キロメートル当りの定額又は実費額により支給する。
- 6 旅行雑費は、旅行中の日数に応じ一日当りの定額又は実費額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ一夜当りの定額により支給する。
- 8 食卓料は、水路旅行および航空旅行中の夜数に応じ一夜当りの定額により支給する。
- 9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。
- 10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。
- 11 扶養親族移転料は赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。
- 12 第二十五条第一項に規定する旅行については、第一項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給する。

一部改正〔昭和三八年条例二六号・平成一二年八四号・二一年一三号〕

（旅費の計算）

第七条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

第八条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。

全部改正〔平成一二年条例八四号〕

第九条 削除

削除〔平成一二年条例八四号〕

## 第十条 削除

削除〔平成一二年条例八四号〕

## 第十一条 削除

削除〔平成二一年条例一三号〕

第十二条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過等のための鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

一部改正〔昭和六〇年条例三四号・平成一二年八四号〕

（旅費の請求手続）

第十三条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者で、その精算をしようとするものは、請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出命令権者に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかつたため、その旅費の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後別に定める期間内に、当該旅行について、前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 支出命令権者は、前項の規定による精算の結果過払金があつた場合には、別に定める期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

4 支出命令権者は、その支出し、又は支払つた概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第二項に規定する期間内に旅費の精算をしなかつた場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかつた場合には、当該支出命令権者がその後において、その者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

5 第一項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式、第二項及び第三項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

一部改正〔昭和四五年条例二一号〕

（証人等の旅費）

第十四条 第三条第四項又は第五項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定がある場合を除くほか、規則で定める旅費とする。

一部改正〔昭和四五年条例二一号〕

## 第二章 旅費

（鉄道賃）

第十五条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

一 乗車に要する運賃

二 急行料金を徴する列車（以下「急行列車」という。）を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金

三 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第一号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

四 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第一号に規定する運賃、第二号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

2 前項第二号に規定する急行料金及び同項第四号に規定する座席指定料金は、急行列車を運行する線路による旅行で片道五十キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

全部改正〔平成一二年条例八四号〕

（船賃）

第十六条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

一 運賃の等級を三階級に区分する船舶による旅行の場合には、県外旅行は中級、県内旅行は下級の運賃

- 二 運賃の等級を二階級に区分する船舶による旅行の場合には、県外旅行は上級、県内旅行は下級の運賃
  - 三 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
  - 四 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前三号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
  - 五 第三号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金
  - 六 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第一号又は第二号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に二以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。
- 一部改正〔昭和三十七年条例一七号・三十八年二六号・四〇年三号・四四年三〇号・四七年四五号・四八年三六号・五一年一二号・五四年二一号・平成一二年八四号〕

(航空賃)

第十七条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃及び特別座席料金による。

一部改正〔平成二一年条例一三号〕

(車賃)

第十八条 車賃の額は、実費額による。ただし、旅行命令権者の承認を受けて行う自家用自動車等による旅行（以下「自家用車旅行」という。）をする場合の車賃の額は、一キロメートルにつき三十円とする。

- 2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第十二条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。
  - 3 前項の規定により通算した路程に一キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
- 一部改正〔昭和四八年条例三六号・五一年一二号・五四年二一号・平成二年二九号・一二年八四号〕

(旅行雑費)

第十九条 旅行雑費の定額は、次項に規定する旅行雑費の定額の基本額による。

- 2 旅行雑費の定額の基本額は、一日につき千三百円とする。
- 3 旅行雑費の定額の基本額は、在勤公署（職員以外の者にあつては住所又は居所）の存する都道府県以外への交通機関による旅行（県の所有する自動車による旅行又は自家用車旅行を除く。）をした場合に限り支給する。
- 4 前項に規定する旅行の場合で、次の各号のいずれかに該当する旅行にあつては、第一項の規定にかかわらず旅行雑費の定額の基本額に当該各号に規定する額を加算した額を旅行雑費の定額とする。
  - 一 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、規則で定める早朝の出発となる旅行(第三号に掲げる旅行を除く。) 千円
  - 二 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、規則で定める夜間の帰着となる旅行(次号に掲げる旅行を除く。) 千円
  - 三 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、規則で定める早朝の出発かつ夜間の帰着となる旅行 二千元
- 5 一日に二以上の第三項に規定する旅行をする場合で、これらの旅行のうち一以上の前項各号のいずれかに該当する旅行をするときは、第一項の規定にかかわらず旅行雑費の定額の基本額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に規定する額を加算した額を旅行雑費の定額とする。
  - 一 一以上の前項第一号に該当する旅行及び一以上の同項第二号に該当する旅行をする場合（次号に掲げる場合を除く。） 二千元
  - 二 前項第三号に該当する旅行をする場合 二千元
  - 三 前二号に掲げる場合以外の場合 千円
- 6 旅行雑費の実費額は、公務上の必要によりやむを得ず負担した有料の道路又は駐車場の利用料金の額とする。

全部改正〔平成二一年条例一三号〕

(宿泊料)

第二十条 宿泊料の額は、別表第一の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

一部改正〔昭和五四年条例六号〕

(食卓料)

第二十一条 食卓料の額は、別表第一の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り支給する。

(移転料)

第二十二条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- 一 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧居住地から新居住地までの路程に応じた別表第二の定額による額
  - 二 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の二分の一に相当する額
  - 三 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額)
- 2 前項第三号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。
- 3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項第三号に規定する期間を延長することができる。

一部改正〔昭和四五年条例二一号・平成一二年八四号〕

(着後手当)

第二十三条 着後手当の額は、旅行雑費の定額の基本額の四日分及び別表第一の宿泊料定額の四夜分に相当する額の範囲内で規則で定める。

一部改正〔昭和五四年条例六号・平成一二年八四号・二一年一三号〕

(扶養親族移転料)

第二十四条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- 一 赴任の際扶養親族を随伴する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について、赴任を命ぜられた日における扶養親族一人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額
    - イ 十二歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに旅行雑費の定額の基本額、宿泊料、食卓料及び着後手当の三分の二に相当する額
    - ロ 十二歳未満六歳以上の者については、イに規定する額の二分の一に相当する額
    - ハ 六歳未満の者については、その移転の際における職員相当の旅行雑費の定額の基本額、宿泊料、食卓料及び着後手当の三分の一に相当する額。ただし、六歳未満の者を三人以上随伴するときは、二人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の二分の一に相当する金額を加算する。
  - 二 前号イからハまでの規定により旅行雑費の定額の基本額、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であつた子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

一部改正〔昭和三五年条例三〇号・三八年二六号・平成一二年八四号・二一年一三号〕

(日額旅費)

第二十五条 第六条第一項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、職務の性質上常時出張の必要がある旅行のうち規則で定めるものとする。

2 日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、規則で定める。

全部改正〔平成一二年条例八四号〕

## 第二十六条 削除

削除〔平成一二年条例八四号〕

(同一地域内旅行の旅費)

第二十七条 同一地域(第二条第二項に規定する地域をいう。)内における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃(自家用車旅行を除く。以下この条において同じ。)、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

- 一 第十九条第三項に規定する旅行のうち公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行をする日において支給される旅行雑費の定額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃
- 二 第十九条第三項に規定する旅行以外の旅行のうち鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合は、その鉄道賃、船賃又は車賃
- 三 赴任を命ぜられた職員が職員のための公設宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合には、別表第二の路程五十キロメートル未満の場合の移転料定額の三分の一に相当する額(扶養親族を随伴しない場合にはその二分の一に相当する額)の移転料。ただし、当該移転料の額を計算する場合においてその額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

全部改正〔平成一二年条例八四号〕、一部改正〔平成二一年条例一三号〕

(退職者等の旅費)

第二十八条 第三条第二項第一号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- 一 職員が出張中に退職等となつた場合には、次に規定する旅費
  - イ 退職等となつた日(以下「退職等の日」という。)にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となつた事実の発生を知つた日(以下「退職等を知つた日」という。)にいた地までの旅費
  - ロ 退職等を知つた日の翌日から三月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知つた日にいた地から旧在勤公署までの旅費
- 二 職員が赴任中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤公署を旧在勤公署とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

一部改正〔平成一二年条例八四号〕

(遺族の旅費)

第二十九条 第三条第二項第二号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- 一 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤公署までの往復に要する旅費
  - 二 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤公署までの旅費
- 2 遺族が前項に規定する旅費の支給をうける順位は、第二条第一項第六号に掲げる順序により、同順位者がある場合には年長者を先にする。
- 3 第三条第二項第三号の規定により支給する旅費は、第二十四条第一項第一号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成一二年条例八四号〕

## 第三章 雑則

(旅費の調整)

第三十条 旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例又は旅費に関する他の条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費をこえた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費をこえることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 任命権者は前項の規定の統一ある適用を図るために、基準を定めるものとする。
- 3 旅行者が、この条例又は旅費に関する他の条例の規定による旅費により、旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、別に定める旅費を支給することができる。

一部改正〔昭和四五年条例二一〇号〕

(旅費の特例)

第三十一条 職員について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十五条第三項若しくは第六十四条又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第四十七条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第十五条第三項若しくは第六十四条又は船員法第四十八条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

一部改正〔昭和六一年条例四〇号〕

(準用規定)

第三十二条 外国旅行の場合の旅費の支給については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。第六条第一項（支度料に係る部分に限る。）及び第十二項並びに第三十九条を除く。）の規定を準用する。

一部改正〔昭和三五年条例三〇号・平成一五年六号〕

(実施規定)

第三十三条 この条例の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十二年三重県条例第五十一号）附則第十一項の規定により、職員の職務の等級が決定された日から施行する。
- 2 三重県職員等の旅費規則（昭和三十五年三重県規則第八十一号）及び三重県職員等の旅費及び費用弁償の臨時特例に関する条例（昭和三十九年三重県条例第六十八号）は、廃止する。
- 3 従前の規定に基いてなされた旅費に関する決定その他の手続は、この条例の規定にてい触しない限り、この条例の規定に基いてなされたものとみなす。
- 4 この条例の実施に関する規則が制定されるまでの間は、実施の手続その他執行について必要な事項は、この条例にてい触しない限り、なお従前の例による。
- 5 知事、副知事、出納長および副出納長旅費支給条例（昭和三十五年三重県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「三重県職員等の旅費規則」を「一般職に属する県職員」に改め、ただし書を次のように改める。

ただし、旅費額については、知事、副知事は別表のとおりとし、出納長および副出納長は県職員に準じ知事が定める。

別表

区分	車賃 (一キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (一夜につき)		食卓料 (一夜につき)	鉄道賃、船賃、航空賃、移転料、扶養親族移転料
			甲地方	乙地方		
知事	円 八	円 四二〇	円 二、二〇〇	円 一、七六〇	円 四二〇	県職員一等級の職務にある者の例による
副知事	七	四〇〇	二、〇八〇	一、六六〇	四〇〇	

- 6 特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償条例（昭和三十一年三重県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

別表旅費の額の欄中「一般給料表」を「行政職給料表」に、「十三級職」を「一等級の職務」に改める。

- 7 当分の間次に掲げる条例中「七級職」とあるのは「五等級以下の職務」と、「八級職」とあるの



は「四等級の職務」と、「十級職」とあるのは「三等級の職務」と、「十一級職」および「十二級職」とあるのは「二等級の職務」と、「三重県職員等の旅費規則（昭和二十五年三重県規則第八十一号）」とあるのは「職員等の旅費に関する条例（昭和三十二年三重県条例第四十六号）」とそれぞれ読み替えるものとする。

- 一 三重県民生委員審査会の委員の報酬および費用弁償支給条例（昭和二十九年三重県条例第四号）
- 二 三重県地方身体障害者福祉審議会の委員ならびに臨時委員の報酬および費用弁償支給条例（昭和二十九年三重県条例第五号）
- 三 三重県災害救助対策協議会の委員の報酬および費用弁償支給条例（昭和二十九年三重県条例第六号）
- 四 三重県青少年問題協議会の委員ならびに専門委員の報酬および費用弁償支給条例（昭和二十八年三重県条例第四十八号）
- 五 三重県児童福祉審議会の委員ならびに臨時委員の報酬および費用弁償支給条例（昭和二十八年三重県条例第四十六号）
- 六 三重県母子相談員の報酬および費用弁償支給条例（昭和二十八年三重県条例第三十五号）
- 七 三重県保母試験委員の報酬および費用弁償支給条例（昭和二十八年三重県条例第四十七号）
- 八 三重県婦人相談員の報酬及び費用弁償支給条例（昭和三十一年三重県条例第六十九号）
- 九 三重県地方社会保険医療協議会委員の報酬および費用弁償支給条例（昭和二十八年三重県条例第三十六号）
- 十 三重県国民健康保険審査会の委員の報酬および費用弁償支給条例（昭和二十八年三重県条例第四十九号）
- 十一 三重県優生保護審査会委員の手当および旅費支給条例（昭和二十七年三重県条例第三十八号）
- 十二 三重県歯科技工士試験審議会の委員の報酬及び費用弁償支給条例（昭和三十一年三重県条例第四十七号）
- 十三 三重県准看護婦試験委員の報酬および費用弁償支給条例（昭和二十九年三重県条例第三十六号）
- 十四 三重県あん摩、はり、きゅう、柔道整復地方審議会の委員の報酬および費用弁償支給条例（昭和二十九年三重県条例第三十七号）
- 十五 三重県あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師試験委員の報酬及び費用弁償支給条例（昭和三十一年三重県条例第四十六号）
- 十六 三重県公衆浴場審議会の委員の報酬および費用弁償支給条例（昭和二十八年三重県条例第五十号）
- 十七 三重県農山漁村振興顧問の報酬および費用弁償支給条例（昭和三十一年三重県条例第二十九号）
- 十八 農業協同組合整備特別措置法第五条第二項の規定による農業協同組合の整備に関し学識経験を有する者の報酬および費用弁償支給条例（昭和三十一年三重県条例第三十号）
- 十九 三重県農業共済保険審査会の委員ならびに臨時委員の報酬および費用弁償支給条例（昭和二十九年三重県条例第三十八号）
- 二十 三重県森林審議会の委員の報酬および費用弁償支給条例（昭和二十九年三重県条例第八号）
- 二十一 土地収用法第六十五条の規定による鑑定人および参考人として出頭した者の旅費ならびに手当支給条例（昭和二十七年三重県条例第八号）
- 二十二 三重都市計画地方審議会の委員および臨時委員、土地区画整理審議会の委員および土地区画整理法第六十五条に規定する評価員の報酬および費用弁償支給条例（昭和二十八年三重県条例第六十四号）
- 二十三 三重県建築士審議会委員等の報酬および費用弁償条例（昭和二十五年三重県条例第四十七号）
- 二十四 三重県建設工事紛争審査会の委員の報酬及び費用弁償支給条例（昭和三十一年三重県条例第七十二号）
- 二十五 建設業法第三十二条に基く参考人に対する費用弁償支給条例（昭和三十一年三重県条例第七十三号）
- 二十六 三重県開拓審議会の委員ならびに地方委員の報酬および費用弁償支給条例（昭和二十九年

三重県条例第七号)

- 二十七 三重県人事委員会が職権で喚問した証人の費用弁償についての条例（昭和二十六年三重県条例第三十七号）
- 二十八 選挙管理委員会の書記及びその他の職員、監査委員の事務を補助する書記及びその他の職員給与条例（昭和二十四年三重県条例第三十五号）
- 二十九 三重県総合開発審議会条例（昭和二十五年三重県条例第五十九号）
- 三十 三重県私立学校審議会の委員の報酬および費用弁償支給条例（昭和二十八年三重県条例第四十五号）
- 三十一 三重県部落対策委員会条例（昭和二十九年三重県条例第三十五号）
- 三十二 三重県医療扶助審議会条例（昭和三十年三重県条例第十四号）
- 三十三 三重県労働教育審議会および地方労働教育審議会条例（昭和二十九年三重県条例第九号）
- 三十四 保健所運営協議会条例（昭和二十九年三重県条例第十号）
- 三十五 三重県医療機関整備審議会条例（昭和二十五年三重県条例第三十号）
- 三十六 三重県結核診査協議会条例（昭和二十六年三重県条例第四十四号）
- 三十七 三重県温泉審議会条例（昭和二十五年三重県条例第五十六号）
- 三十八 三重県農山漁村振興対策審議会条例（昭和三十一年三重県条例第二十八号）
- 三十九 三重県改良普及員資格試験条例（昭和二十八年三重県条例第三十二号）
- 四十 三重県四日市港湾審議会条例（昭和三十一年三重県条例第三号）
- 四十一 三重県建築審査会条例（昭和二十五年三重県条例第六十号）
- 四十二 三重県建設業審議会条例（昭和三十一年三重県条例第七十一号）
- 四十三 三重県社会教育委員設置に関する条例（昭和二十四年三重県条例第三十七号）
- 四十四 三重県立図書館協議会条例（昭和二十五年三重県条例第六十二号）
- 四十五 三重県立博物館協議会条例（昭和二十八年三重県条例第三十三号）
- 四十六 三重県地方産業教育審議会条例（昭和二十六年三重県条例第二十四号）

8 精神衛生鑑定医に対する報酬および費用弁償支給条例（昭和二十八年三重県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十号）に定める十級職相当の旅費（ただし、日当を除く。）」を「三等級の職務にある県吏員の旅費に相当する額（ただし、日当を除く。）」に改める。

9 第十五条第一項第三号に規定する特別車両料金、第十六条第一項第五号に規定する特別船室料金及び第十七条に規定する特別座席料金については、当分の間、特に旅行命令権者が認めるものを除き、これを支給しないものとする。

追加〔昭和五四年条例二一号〕、一部改正〔平成一二年条例八四号・二一年一三号〕

附 則（昭和三十五年八月十五日三重県条例第三十号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十七年一月一日三重県条例第一号抄）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

附 則（昭和三十七年三月三十一日三重県条例第十七号）

1 この条例は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2 改正後の職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお、従前の例による。

3 知事、副知事及び出納長の給与及び旅費に関する条例（昭和三十五年三重県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区分	車賃 (一キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (一夜につき)		食卓料 (一夜につき)	鉄道賃、船賃、航空賃、移転料、扶養親族移転料
			甲地方	乙地方		

知事	八円	五〇〇円	二、六五〇円	二、一〇〇円	五〇〇円	県職員一等級の職務にある者の例による。
副知事						

附 則（昭和三十八年七月二十日三重県条例第二十六号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十八年四月一日以後に出発した旅行から適用する。

附 則（昭和四十年三月三十日三重県条例第三号抄）

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行する。（後略）  
（職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 17 第六条の規定による改正後の職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和四十一年七月五日三重県条例第三十号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日以後出発した旅行から適用する。

附 則（昭和四十四年五月十日三重県条例第三十号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十五年七月三日三重県条例第二十一号）

- この条例は、公布の日から施行し、昭和四十五年四月十七日から適用する。
- 2 公立学校職員等の旅費に関する条例（昭和三十三年三重県条例第四号）は、廃止する。
- 3 この条例による改正後の条例の規定は、昭和四十五年四月十七日以後に出発した旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和四十七年十一月二十四日三重県条例第四十五号抄）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。（後略）（昭和四十七年十一月三重県規則第八十三号で、同四十七年十一月二十四日から施行）
- 3 （前略）改正後の職員等の旅費に関する条例第十五条、第十六条、別表第一及び別表第二の規定は、昭和四十七年四月一日以後に出発した旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和四十八年七月六日三重県条例第三十六号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の職員等の旅費に関する条例の規定及び改正後の知事、副知事及び出納長の給与及び旅費に関する条例の規定は、次項に定めるものを除き、昭和四十八年四月一日以後に完了する旅行について適用し、同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。
- 3 改正後の職員等の旅費に関する条例第十五条第一項、第十六条第一項、第十八条第一項、別表第一及び別表第二の規定（着後手当に係る部分を除く。）、改正後の知事、副知事及び出納長の給与及び旅費に関する条例別表の規定（着後手当に係る部分を除く。）及び改正後の三重県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第八条の規定は、昭和四十八年四月一日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十一年三月二十九日三重県条例第十二号）

- 1 この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。
- 2 改正後の職員等の旅費に関する条例の規定（中略）は、次項に定めるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に完了する旅行について適用し、同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。
- 3 改正後の職員等の旅費に関する条例第十八条第一項及び別表第一の規定（着後手当に係る部分を除く。）（中略）は、施行日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十四年三月十三日三重県条例第六号）

- 1 この条例は、昭和五十四年四月一日から施行する。

2 改正後の職員等の旅費に関する条例の規定及び改正後の知事、副知事及び出納長の給与及び旅費に関する条例の規定は、次項に定めるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に完了する旅行について適用し、同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

3 改正後の職員等の旅費に関する条例別表第一の規定（着後手当に係る部分を除く。）及び改正後の知事、副知事及び出納長の給与及び旅費に関する条例別表の規定（着後手当に係る部分を除く。）は、施行日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十四年七月五日三重県条例第二十一号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の職員等の旅費に関する条例の規定（中略）中旅費に係る部分は、次項及び第四項に定めるものを除き、昭和五十四年四月一日以後に完了する旅行について適用し、同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

3 改正後の職員等の旅費に関する条例第十五条第一項第六号、第二項及び第三項の規定、第十六条第一項第六号の規定、第十八条第一項の規定並びに別表第一の規定（着後手当に係る部分を除く。）（中略）は、昭和五十四年四月一日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

4 改正後の職員等の旅費に関する条例附則第九項の規定は、昭和五十四年四月一日以後に出発する旅行から適用し、同日以前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和六十年十二月二十七日三重県条例第三十四号抄）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

（職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

27 前項の規定による改正後の職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和六十一年七月二十九日三重県条例第四十号抄）

この条例は、公布の日から施行し、（中略）改正後の職員等の旅費に関する条例第三十一条の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

附 則（昭和六十三年十二月二十三日三重県条例第三十七号抄）

（施行期日等）

1 この条例は、三重県規則で定める日から施行（中略）する。（昭和六十三年十二月三重県規則第六十号で、同六十三年十二月二十四日から施行）

附 則（平成二年六月三十日三重県条例第二十九号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の職員等の旅費に関する条例（中略）の規定は、平成二年四月一日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成七年三月十五日三重県条例第一号抄）

（施行期日）

第一条 この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成七年三月十五日三重県条例第二号抄）

（施行期日）

第一条 この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年十二月二十六日三重県条例第八十四号）

1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の職員等の旅費に関する条例、知事、副知事及び出納長の給与及び旅費に関する条例、三重県教育委員会教育長の給与及び旅費支給条例、常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例、識見を有する者のうちから選任された監査委員の給与及び旅費条例、公営企業

管理者の給与及び旅費条例及び特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成十五年三月十七日三重県条例第六号）

- 1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第三十二条の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成十七年十月二十一日三重県条例第六十七号）

この条例は、平成十八年一月十日から施行する。

附 則（平成二十一年三月二十五日三重県条例第十三号）

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員等の旅費に関する条例（中略）の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

別表第一（第二十条、第二十一条関係）宿泊料及び食卓料

宿泊料（一夜につき）	食卓料（一夜につき）
一三、一〇〇円	二、六〇〇円

全部改正〔平成二一年条例一三号〕

別表第二（第二十二條関係）移転料

路程五十キロメートル未満	路程五十キロメートル以上百キロメートル未満	路程百キロメートル以上三百キロメートル未満	路程三百キロメートル以上五百キロメートル未満	路程五百キロメートル以上千キロメートル未満	路程千キロメートル以上千五百キロメートル未満	路程千五百キロメートル以上二千キロメートル未満	路程二千キロメートル以上
一二六、〇〇円	一四四、〇〇円	一七八、〇〇円	二二〇、〇〇円	二九二、〇〇円	三〇六、〇〇円	三二八、〇〇円	三八一、〇〇円

全部改正〔平成二年条例二九号〕、一部改正〔平成一二年条例八四号〕